(八)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に一〇〇分の七五を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三一年九月三〇日まで延長することとした。（附則第一二条の二の二関係）

(1)　ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

イ　次のいずれかに該当すること。

(イ)　平成三〇年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三〇年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ロ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ　エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。

(2)　石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

イ　次のいずれかに該当すること。

(イ)　平成三〇年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三〇年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ロ)　平成一七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成一七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ　エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。

(九)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に一〇〇分の八〇を乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を平成三一年九月三〇日まで延長することとした。（附則第一二条の二の二関係）

(一〇)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車（以下「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成三一年九月三〇日まで延長することとした。（附則第一二条の二の四関係）

(一一)　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が路線定期運行の用に供する自動車のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、対象に一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車を加えた上、その適用期限を平成三一年九月三〇日まで延長することとした。（附則第一二条の二の四関係）

(一二)　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が路線定期運行の用に供する自動車のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、対象に一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車を加えた上、その適用期限を平成三一年九月三〇日まで延長することとした。（附則第一二条の二の四関係）

(一三)　一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三一年九月三〇日まで延長することとした。（附則第一二条の二の四関係）

(一四)　一定の乗用車若しくはバス（以下「バス等」という。）又はトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三一年九月三〇日まで延長することとした。（附則第一二条の二の四関係）

(一五)　被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る非課税措置の適用期限を平成三一年九月三〇日まで延長することとした。（附則第五二条関係）

5

自動車税

(一)　道府県は、納税者が電子情報処理組織を使用して登録の申請を行う場合において、電子情報処理組織を使用して、又は地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して申告書又は報告書の提出を行うときは、当該道府県の条例で定めるところにより、当該納税者が当該登録の申請をした際に、一定の方法により徴収することができることとした。（第一五一条の二関係）

(二)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する自動車税の特例措置について、次のとおり延長することとした。（附則第一二条の三関係）

(1)　環境負荷の少ない自動車

平成二九年度及び平成三〇年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

イ　電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一三〇を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三〇年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの及び軽油自動車である乗用車のうち平成三〇年軽油軽中量車基準に適合するもの又は平成二一年軽油軽中量車基準に適合するものについて、税率の概ね一〇〇分の七五を軽減すること。

ロ　エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三〇年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの（イの適用を受ける自動車を除く。）について、税率の概ね一〇〇分の五〇を軽減すること。

(2)　環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、平成三一年度に税率の概ね一〇〇分の一五（バス及びトラックについては概ね一〇〇分の一〇）を重課する特例措置を講ずることとした。

イ　ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成一八年三月三一日までに新車新規登録を受けたもの

ロ　軽油自動車その他のイに掲げる自動車以外の自動車で平成二〇年三月三一日までに新車新規登録を受けたもの

(三)　被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を平成三一年四月一日から平成三一年九月三〇日までの期間に取得した場合の当該取得された自動車について、平成三一年度分の自動車税を非課税とする措置を講ずることとした。（附則第五四条関係）